

重大事態への対応マニュアル（牟岐中学校）

★いじめ事案発生★

(1) 組織員の構成

①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（管理職，教務主任，生徒指導主事，教育相談員，学年主任，養護教諭，学級担任，教科担任，部活動指導に関わる教職員，学校医，特別支援教育コーディネーター）

②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，補導センター職員）

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者： 教頭）

I 重大事態の発生（疑いを含む）

重大事態の定義

①いじめにより生徒の生命，心身又は財産に重体な被害が生じた疑いがあると認められるとき

②いじめにより生徒が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき），速やかに重大事態が発生した旨を報告する。

III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

調査の主体となる組織を決定する。

①学校いじめ対策組織に外部人材を加えた調査組織

②調査を行うための第三者組織（スクールカウンセラー，ソーシャルワーカー）

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

(1) 調査前に被害生徒，保護者に次の説明をする。

①調査の目的・目標

重大事態の調査は，民事・刑事上の責任追求やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく，学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで，事案の全容解明，当該事態への対処や，同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

②調査主体

被害生徒・保護者に対して，調査組織の構成について説明する。調査組織の人選については，公平性・中立性が担保されていることを説明する。

③調査時期・期間

被害生徒・保護者に対して，調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて目途を示す。また，調査の進捗状況について，定期的及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明する。

④調査項目

予め，重大事態の調査において，どのような事項（いじめの事実関係，学校の設置者及び学校の対応等）を，どのような対象（聞き取り等をする児童・教職員の範囲）に調査するのかについて，被害生徒・保護者に対して説明する。その際，被害児童・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取る。なお，第三者組織が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は，その方向性が明らかとなった段階で適切に説明を行う。

⑤調査方法

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式，聞き取りの方法，手順を，被害生徒・保護者に対して説明する。説明した際，被害生徒・保護者から調査方法につ

いて要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映する。

⑥調査結果の提供

- ・調査結果(調査の過程において把握した情報を含む)の提供について、被害生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行う。
- ・被害生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明する。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する(例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど)等の配慮の上で行う方法を採用することを予め説明する。
- ・調査票を含む調査に係る文書の保存について、保存期間を説明する。
- ・加害者に対する調査方法の説明の方法について、可能な限り、予め、被害生徒、保護者の同意を得ておく。

(2)調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害生徒及びその保護者に対しても説明を行う。その際、加害生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る。

V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)

①文書情報の整理

直筆の文書、メモやノートの走り書き、携帯メールの記録など

②アンケート調査の実施

被害生徒、その保護者、他の生徒、教職員等

③聞き取り調査の実施

- ・被害生徒、その保護者、他の生徒、教職員等
- ・複数で聞き取りをする。

④情報の整理

- ・様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「伝聞情報」に区分するなどしてせりりする。
- ・整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく。
- ・事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておく。

VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

調査結果及びその後の対応方針について、報告・説明する。

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

(1)被害生徒への支援

被害生徒に対して、事情や心情を聴取する。また、生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

(2)加害生徒に対する指導

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。その場合、保護者に協力を依頼しながら行う。

(3)再発防止策を検討する。

再発防止のために何が必要かという視点から、今後の改善策を可能な範囲でまとめる。

(4)

報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を(報告書か概要版か)どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断する。